

移行に伴う職員の処遇について (案)

1 給料

- (1) 給料表は、滋賀県済生会の規定（滋賀県の給料表を適用）による。
- (2) 滋賀県済生会による移行職員の初任給決定時の職歴換算は、滋賀県済生会の規定に基づき行う。  
守山市民病院の勤務歴は 8 割とする。
- (3) 守山市は、滋賀県済生会に移行した職員に対し、平成 30 年 3 月 31 日現在の給料月額と、移行時に滋賀県済生会が決定した初任給の月額との差額（いわゆる「本給」部分）について、移行後 3 年間の現給保障を実施する。
- (4) 滋賀県済生会は、現給保障期間終了後、職員の市民病院勤務歴について、経営状況を勘案するなか、上限を 9 割として引き上げを検討する。

2 手当

移行後における主な手当については、以下のとおり。

- (1) 地域手当 …規定無し。
- (2) 時間外勤務手当…支給対象は、院長、副院長、部長級（医師を除く）以外の職員。
- (3) 期末手当 …平成 30 年度の支給月数は、4.3 ヶ月（平成 29 年度の守山市の期末手当および勤勉手当と同水準）。勤勉手当は支給規定なし。

3 移行時における退職手当

移行時に守山市が必要とする退職金は、自己の都合によらない退職として所定の加算を行う。支給総額は、約 10 億円を想定（自己都合退職時 7 億円）。

4 休暇等

- (1) 有給休暇は、移行時の平成 30 年 4 月 1 日に 15 日を付与する。この他、守山市での残日数の内 10 日を限度に引継ぐ（合計で最大 25 日）。また、平成 31 年度以降は、毎年 1 月 1 日に 20 日を付与する。
- (2) 育児休業は、済生会基準に則り、育児休業取得は、原則 1 歳までとする。
- (3) 夜勤看護師に対する保育料補助は、滋賀県済生会が守山市の現行制度を継承する。

5 労働条件の提示および意向面談の実施

- (1) 実施日時 平成 29 年 7 月 31 日（月）～平成 29 年 8 月 17 日（木）
- (2) 対象者 医師 15 名、管理職 22 名、一般職員 132 名、合計 169 名
- (3) 提示内容 退職金および移行前後の年収（基本給および手当）比較

6 その他

非常勤職員への労働条件の提示および意向面談については、9 月中に実施予定。